

令和5年度由利本荘市建設工事共同企業体取扱要綱運用基準

市建設工事共同企業体取扱要綱第12条第2項及び第15条第2項に規定する運用基準については、市内建設業を取り巻く社会情勢等を考慮し、原則として以下のとおりとする。

1 工種及び工事費（第12条第2項関係）

特定建設工事共同企業体への発注は、技術的難度にかかわらず、次の工事について実施するものとする。

工 種	工 事 費	工 種	工 事 費
一般土木工事	1億円以上	設備工事（電気・機械）	1億円以上
建築一式工事	3億円以上	その他の工事	1億円以上

注1) 原則として市内業者同士のJVによるものとする。これにより難しい場合にあっても、市内業者を含むJVとなるよう努めるものとする。

2 構成員の要件（第15条第2項関係）

工 種	工 事 費	構成員数	要 件		
			対 象	等級格付	施工実績等
一般土木工事	1億円～	2～3	代表者	A級	必要に応じて案件ごとに定める
			構成員	A級	
建築一式工事	3億円～	2～3	代表者	A級	
			構成員	A級	
設備工事	1億円～	2～3	代表者	A級	
			構成員	A級	
その他の工事	1億円～	2～3	代表者	A級	
			構成員	A級	

注1) 工事の内容により特に必要と認めた場合に限り、構成員数等を変更することができるものとする。